

4-5 近年のスポーツ行政の動き

ここまでわが国のスポーツ行政について、事業と予算の面から分析してきたが、近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化している。2010年8月に文部科学省がスポーツ立国戦略を発表したことを端緒に、2011年6月には議員立法でスポーツ基本法が成立、8月に施行された。2012年3月にはスポーツ基本法第九条に基づきスポーツ基本計画が策定され、今後10年のわが国におけるスポーツ振興の方向性が示された。また、スポーツ基本法の附則第二条には、「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と、スポーツ庁について言及している。さらに、2013年9月にはアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催される国際オリンピック委員会（IOC）総会で2020年の夏季オリンピックの開催地が決定する。立候補している東京がオリンピック開催都市に選ばれれば、スポーツ庁設置への機運が一気に高まるものと予想される。

地方自治体においては、スポーツ担当部署を教育委員会から首長部局へと移管する動きがみられる。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（2007）により、従来は教育委員会ではかた担えなかったスポーツ行政を首長部局へと移管することが可能となったためである。しかし、学齢期のスポーツ活動は学校体育や運動部活動と切り離して考えることはできない。スポーツ担当部署を首長部局へと移管した自治体でも、運動部活動は依然として教育委員会で担っており、移管の影響については今後明らかとなってくるだろう。

このような情勢の中、本研究では既に設置されている消費者庁や観光庁、地方自治体などを参考に、スポーツ庁が設置された場合の組織形態について4つのパターンで政策、予算などを検討した。ただし、スポーツ庁の設置については政治、行財政、世論、スポーツ界の要請など、さまざまな事情や思惑が交錯する。そもそもスポーツ庁設置の是非を含め、議論すべきことは少なくない。本研究はその議論のための基礎資料としての位置づけである。